

第2号様式(第4条関係)

## 誓 約 書

申請者及びその役員は、那覇市下水道条例第11条及び那覇市排水設備指定工事店規程第3条のいずれにも適合する者であることを誓約いたします。

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申 請 者

商 号

代表者氏名

印

営業所所在地

## ○那覇市下水道条例（抜粋）

（指定工事店の指定）

第11条 指定工事店は、次に掲げる要件のいずれにも適合する者のうちから管理者が指定する。

- （1） 責任技術者が1名以上専属していること。
- （2） 沖縄県内に営業所があること。
- （3） 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- （4） 指定工事店の事業主（法人にあつては、代表者。次号において同じ。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 精神の機能の障がいにより排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- （5） 指定工事店の事業主が責任技術者である場合において、この者が法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。
- （6） 指定工事店が第17条の規定により指定を取り消された場合は、その日から2年を経過していること。
- （7） その他管理者が定める要件

## ○那覇市排水設備指定工事店規程（抜粋）

（指定工事店の指定の要件）

第3条 条例第11条第7号の管理者が定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 法人が指定工事店の指定を受ける場合において、その役員となる者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないこと。

イ 精神の機能の障がいにより排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないこと。

ウ 下水道法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は条例第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受け

ることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過しないこと。

エ 条例第17条の規定により指定を取り消された指定工事店の事業主(法人にあつては代表者。以下同じ。)又は役員であつたものが、その取り消しの日から2年を経過しないこと。

(2) 条例第17条の規定により指定を取り消された指定工事店の事業主であつた者が、新たに事業主又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けるときは、当該取り消しの日から2年を経過していること。